

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その22）

招集年月日時刻及び場所

平成17年12月9日（金） 午後3時30分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

|      |     |    |
|------|-----|----|
| 委員長  | 小林  | 実  |
| 副委員長 | 宮澤  | 敏文 |
| 委員   | 平野  | 成基 |
| 委員   | 小池  | 清  |
| 委員   | 服部  | 宏昭 |
| 委員   | 木下  | 茂人 |
| 委員   | 石坂  | 千穂 |
| 委員   | 毛利  | 栄子 |
| 委員   | 下村  | 恭  |
| 委員   | 林   | 奉文 |
| 委員   | 鈴木  | 清  |
| 委員   | 竹内  | 久幸 |
| 委員   | 宮澤  | 宗弘 |
| 委員   | 清水  | 洋  |
| 委員   | 高見澤 | 敏光 |
| 委員   | 柳田  | 清二 |
| 委員   | 倉田  | 竜彦 |

欠席した委員の氏名

委員 石坂 千穂

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

## 会議に付した事項

証人不出頭の取り扱いの件

### 出席者

県経営戦略局長

松 林 憲 治氏

長野県職員労働組合中央執行委員長

高 橋 精 一氏

開会時刻 午後3時30分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、証人不出頭の取り扱いに関する件についてであります。

最初に、証人不出頭の取り扱いの件を議題といたします。元県経営戦略局参事松林憲治さんについては、去る11月28日(月)の本委員会に、議長から証人として出頭するよう通知をいたしましたところ、御本人から、11月24日付で、「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会への出席について」のとおり、当日は出席できない旨の通知が議長にありました。

本日は、その当事者である松林憲治さんと長野県職員労働組合中央執行委員長高橋精一さんの出席をいただき、証人不出頭の経緯等について説明をいただくことといたしました。

それでは、これより松林憲治さんと高橋精一さんに入室していただきます。

[松林憲治氏、高橋精一氏 入室・着席]

お二方におかれましては、本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、去る11月28日の本委員会に松林憲治さんが出頭できなかった経緯等について、最初に、宮澤副委員長から質問させていただき、その後、委員各位から質疑等がありましたら、順次御発言願います。

宮澤副委員長 それでは私の方から、今、委員長がお示しいただきました問題につきまして質問をさせていただきます。その前に、百条委員会におけるこのような認定についてのことを、もう一度確認するとともに、議事録に残したいと思っております。

百条委員会は議会が執行機関を監視し、行政の適正運営と改善に資することを目的として、付託された調査事項について調査を行っております。地方自治法第100条第1項の規定に基づき、出頭または記録の提出等の請求を受けた者は、正当な理由がなく出頭あるいは記録の提出を行わない場合、あるいは虚偽の陳述を行った場合には、地方自治法第100条第3項あ

るいは第7項の規定により罰せられることとなります。正当な理由の有無、偽証の有無の認定は百条委員会で行うこととなりますが、委員会で認定された場合は、本会議の議決を経て告発することにつながるため、その認定を行う際には慎重な判断が求められるわけでありませぬ。偽証の場合には、証言内容、提出記録等の精査、不出頭、不提出の場合には、正当な理由の有無を判断するための状況の確認等を慎重に行う必要があると考えておりますが、その判断を行うのは、あくまでも委員一人一人の百条委員会であり、委員会の議決で決定されませぬ。百条委員会において、証人の偽証、証人の不出頭、記録の不提出等があったと認定することを決定した場合、地方自治法第100条第9項の規定に基づき、議会の議決を経て告発することとなります。

地方自治法第100条第9項の規定によれば、偽証、不出頭の事実があった場合、告発しなければならぬとしており、議会は告発の義務を負うこととなります。実際にはその程度により議決、この内容により議決を行うこととなります。そしてそれを受けて本会議において告発の議案を議決することになるわけでありませぬ。それを受けて今回の、先ほど委員長からお話をいただきました11月28日、松林憲治当時証人の問題につきまして質問をさせていただきます。

まず松林憲治さんにお伺いをいたします。議長名で請求をいたしました2005年11月28日、出頭されなかつた理由をお述べください。

松林憲治氏 本日、そのお答えをする前に、昨日、12月8日付の議長名で私あてに、今までとは異なる証人尋問の出頭ではなくて、本日は出席をお願いしたいと。任意出頭とこういふことで、きょうはこの場に立たせていただいているということ、あらかじめ御了解をさせていただきたいと思ひませぬ。

ただいまの御質問については、私は、先ほど11月28日付というふう副委員長さんおっしゃられましたけれども、11月25日の議長名の文書だというふう理解をしております。この17年11月25日に議長名で私に証人出頭請求書が届けられましたけれども、私は既に11月22日の時点で、28日は公務が入っているため、具体的に言ひませぬと午前中は栄村の村長との懇談並びにドクターヘリ訓練の立ち会い、午後は13時から16時までといふことで県職労との交渉が予定されており、これについては、出席できないけれども代替として12月2日の午後ならば出席が可能である旨を、11月22日の時点で議会事務局の議事課の担当職員に面談をしてお伝えをしたところござひませぬ。

また11月25日、先ほどの議長名の文書をいただきましたけれども、その同じ25日に、私の方から議長あてに、出席を拒むつもりは全くなか、私の出席が可能な12月2日午後にお呼びいただきたい日程の調整のほど、よろしくお願ひいたしますとの文書を差し上げてい

ろでございます。

なお、実際に今まで、10月14日、それから12月2日、さらに急遽要請のございました12月5日、これは午前と午後にわたります、の計3日間、都合4回、時間で申し上げますと379分、時間に直しますと6時間19分にわたりますして当百条委員会に出席をしております、答弁もしており、この会への出席を拒否したことはございません。

以上のことから出頭を拒否するような意思は毛頭なかったことがわかりいただけると存じます。以上でございます。

宮澤副委員長 11月28日の出頭要請につきましては、委員会書記から28日にお願いをしたいということで出頭要請をしております。11月28日に出席をしております。出頭要請の内容につきましては、主尋問者であります当時の鈴木委員から、どうしても主尋問にかかわる問題であるので、11月28日は、当初、住基ネットを集中的にやりたいということで進んでおりましたので11月28日にお願いを申し上げたわけでございます。

11月28日を、25日付で正式に松林氏に要請をしたわけでございますが、11月28日、栄村村長との懇談とお話をされておりますが、懇談時間は何時から始まって何時に終わったのか、お述べください。

松林憲治氏 まず最初の11月28日の出頭要請の経過でございますが、当日、出頭要請というのは文書では来ておりません。25日の段階で私のところに出頭請求書が来ておまして、28日当日においては、その出頭請求書というものは私のところには届いておりません。

なお、これは9月13日に田中康夫知事から萩原清県議会議長あてに出された文書の中に、この中で1番としまして、出頭期日における公務や私事の、私ごとの調整が可能になるよう、遅くとも2日前までに呼出状を送付することと、このように証人尋問に関して申し入れをしているところでございます。

それから2番目の点でございますが、11月28日の懇談に関する時間につきましては、先ほど申し上げました栄村の村長、それからこのときには助役さんも立ち会ってございます。県側からは澤田祐介副知事、それから私が出向いております。時間は8時半から9時20分まで、50分間、栄村役場で懇談をさせていただいております。なお、そのときのテーマとしましては、一つには栄村につきましては冬期、これは新潟県に出てそれから役場の方に行かないと冬は出てこられない。要するに他県を経由して役場の方に行かなければならない。これは秋山郷の、秋山地区の問題でございます。村長からは、10月の知事との意見交換会の際にも、他県を通らずに直接村内で行ける冬期の道路を確保していただきたいとこのような要請がございまして、これについての打ち合わせもこのテーマの一つでございます。

それから栄村においては、御存知のとおり秋山郷においては、民放が実は1局も映りませ

ん。そういった難視聴の問題を解消すべく、実は秋山郷については、既に光ケーブルが張りめぐらされており。こういった光ケーブルを利用することによって、これは難視聴、特に民放の難視聴を解消すべく、その方策について、打ち合わせをさせていただいております。

それから、これは教育の問題でございますけれども、やはり新潟県への越県通学と言いますか、新潟県の津南町の中学が中高一貫ということが実施されるということに伴いまして、栄村からその新潟県へ生徒が流出してしまうと。こういった問題についても、対応策を打ち合わせをさせていただいたところでございます。

なお、その後、10時から10時半まで、これはドクターヘリの訓練の立ち会いということでございまして。当日、佐久総合病院の副院長も佐久から飛んで来られまして、その視察、これはまさにドクターヘリの現場を見るということで、これは10時から10時半まで視察をしてございます。

その後、10時半から、急遽午後の1時の県職労との組合交渉に間に合うべく、取って返して県庁に戻ってきたと。県庁に戻ったのは12時50分ということでございます。

宮澤副委員長 栄村の村長との懇談のため出席できないというお返事をいただいたわけですが。栄村村長とのお約束は、先方のどなたといつ懇談会のお約束、会議の、これだけの会議、議事等の設定をされたのですか。

松林憲治氏 この栄村の村長との懇談につきましては、若干経過を申し上げますと、確か11月上旬だったと思います。そのときには、既に澤田副知事が栄村にこのドクターヘリの関係、それから栄村の村長と一度お会いしたいということで、既に11月上旬にそういった日程が組まれておりました。私も10月の知事との北信地区におけます、栄村村長も含めた北信地区の首長との打ち合わせ会議の中で、先ほど申し上げました課題が提示されておりましたので、そのときに私も一緒に同行させていただくということで、これは副知事と話が既に11月上旬にできていたところでございます。

なお、具体的に栄村の方に出席の連絡が最終的に行ったのは、11月25日というふうに聞いておりますけれども、実際にはもうそれ以前に、先ほど申し上げましたとおり、栄村とはそういった日程の調整はできていたということでございます。

宮澤副委員長 私どもの調査では、25日に、突然松林憲治さんもお越しになられるということを知り、栄村も当惑したという調査書が上がってきているわけですが。なお、松林氏が来られることは、栄村はそのときに初めて承ったということも、事実もあることもおつけ加えさせていただきます。

それと、当日、栄村村長は、そんなに9時、せっかく来ていただいたので、午前中ということでしたので、午前中あるというふうに私どもも思っていたんですが。栄村の村長はそんな

な9時20分なんていう、これから朝が始まる前ですが、そのあとはどのようなスケジュールでお動き、そのスケジュールはどうだったんでございますか。

松林憲治氏 栄村の村長との懇談を早めた理由は、これは10時というのが栄村の、これは秋山小学校でございますけれども、ここがドクターヘリの到着点になっておりました。したがって、役場から栄村の秋山郷にあります秋山小学校まで行くには、これは、いくら早く行っても約50分ぐらいはかかると、4、50分はかかるということで、これは10時に間に合うべく役場を出発したとこういうことでございまして。その前に、8時半から9時20分まで、先ほど言いました50分間、栄村村長との懇談の時間をとらせていただいたということでございます。

宮澤副委員長 栄村村長は、その日は全国過疎大会の出席のため、ずっと前から、もう9時半を超えてはお会いすることもお話することもできないと。こういうことは日程的に決まっていたということで役場の方から連絡を受けて、私ども調査をしているわけでございますけれども、大分、今、松林さんがお話になられたのと違うなとこんな感じをしながら聞いておったところでございます。

それから、このドクターヘリの調査というのは、私どもの調査では、澤田副知事が主催をして、ほかの地域でもやられている一つのこと、主たるその指揮官、調査の主催者は澤田副知事だというふうに聞いておりますけれども、そのことについてはいかがでございましてか。

松林憲治氏 先ほど宮澤副委員長のちょっと御理解が、若干認識が違っているという点をちょっと申し上げておきます。栄村の村長は、ドクターヘリの現場には行っておりません。ですから役場の9時20分のこの段階で、澤田副知事と私はそこでお別れをして、役場の職員の誘導で栄村の秋山郷まで行ったとこういうことでございますので、何ら栄村の高橋彦芳村長の日程を妨げたものでもございません。

それから、ドクターヘリについては、これは先ほど来、澤田副知事がドクターヘリの、まさに監督と言いますか、主導者と言いますか、そういうことで、スーパーバイザーということで、このドクターヘリをそれぞれ運行の立ち会いをしていたということでございまして。私はまだドクターヘリというものは見たことがございませんでしたので、遅ればせながら、財政当局を預かる経営戦略局長として、これは重要な、危機管理上も重要な点でございますので、この機会に澤田副知事と同行させていただいたということでございます。

宮澤副委員長 よくわかりました。松林さんからいただいたのは、午前中は栄村村長との懇談のためできないとこういうお話でございました。実情はよくわかりました。これは委員の皆さんが御判断するところでございます。

引き続きまして、高橋さんにお伺いをいたします。当日午後1時から組合交渉があったと

ということで、組織改革等々の問題があったということですが。このような団体交渉の場合は、地方公務員法第55条の第5項に基づき、事前に予備交渉をすることが義務づけられておりますが。予備交渉の最終交渉日はいつだったんでございましょうか。

高橋精一氏 県職労の委員長をしております高橋精一と申します。よろしくお願ひいたします。今、お尋ねの件でございますが、私ども、当局側と交渉をする場合に、事前に日にちやあるいは時間等を、予備交渉というか、予備折衝で決めさせていただいているという実情がございます。それで11月28日に交渉を設定したのは、9月30日でございます。このときに、私ども、賃金の確定のための独自要求の交渉等を、実は最終交渉として設定をしていたんですけれども、11月中旬ごろになりまして、行革チームの方から、組織改正についても、議会前に交渉を持っていただきたいというお話がございましたので、28日の1時から3時ぐらいまでをめでに双方で日程調整をしましょうとこういうお約束をさせていただいて、11月18日付で各職場にそうした通知をしたところでございます。

今、お尋ねの点でございますが、11月24日木曜日に4時ごろから、最終的な28日の交渉等につきまして、当局側と打ち合わせ、行革チームの担当と打ち合わせをしまして、出席者やあるいは交渉時間、交渉内容等について、打ち合わせをさせていただいたところでございます。交渉時間は、当初の予定どおり1時からおおむね2時間程度として、長くても4時までとするということで合意をしております。

内容については、組織再編にかかわる内容とすると。ただ、事前の話の中で打ち合わせをしていましたのは、議会で継続審議になっている組織再編案でもございますので、私どもの交渉で議会の議事を妨げるようなことになってはいけないということで、妥結に至らない、合意を前提とした交渉ではないということで。通常、交渉というのは、終わりが無いエンドレスみたいな交渉もあるんですけれども、この場合には、交渉時間をあらかじめ調整をしてそれまでの時間でやりましょうと、こういうことで調整をさせていただいたところでございます。以上でございます。

宮澤副委員長 内容のところまでお話しいただきましてありがとうございました。この、今、予備交渉の11月24日、これは当委員会で記録請求をさせていただきまして記録をいただいたのは、当日の当局の出席者の中には、松林経営戦略局長、浅田参事、小林行革チームリーダー、他の部局は社会部、衛生部云々と、こういうことの企画幹レベルとこういうような形になっておりますが。過日の証言で、田山農政部長が、この28日の前日の朝ということでありますが、急遽、経営戦略局の方から連絡があって、この交渉に出席したということでございます。この日程のところにはそのことが書いていないんですが、田山農政部長がこの交渉に出席した経過につきまして、高橋さんの方でお話しいただければありがたいと思うんです

が、いかがでございましょうか。

高橋精一氏 今、申し上げたとおり11月24日に、当日の出席者等につきまして、行革チームの担当と打ち合わせをさせていただいて、その中で当局側の出席者といたしますれば、松林経営戦略局長、浅田参事、小林行政改革チームリーダーほか、社会部、衛生部、生活環境部、農政部、林務部、土木部から企画幹クラスが出席をいただくということで打ち合わせをさせていただきましたので。私ども、11月28日の交渉の場面まで、田山農政部長が御出席をいただけるということについては承知をしておりません。交渉の場面にお見えになりましたので、私どもは、何で農政部長がお見えになったのかなという認識でございました。

宮澤副委員長 その日の交渉の説明は、平素のこのような説明と違ったところはございましたか。例えば田山部長はどのぐらい説明時間を急遽来られてされたのでしょうか。そこら辺のところもちょっとお教えいただければありがたいと思いますが、高橋さん、いかがでしょうか。

高橋精一氏 組織再編につきましては、当局側から10月12日に一定程度の説明を私ども受けておりました。この日の説明というか交渉は、私どもとすれば、中身の具体的な交渉をさせていただきたいということで申し上げてきて、交渉の冒頭でもそういうことを私の方からあいさつで申し上げたわけでございます。しかし、当局側の松林経営戦略局長をはじめ小林チームリーダー、あるいは田山農政部長にあられても、県の組織再編の案を、理念的なことから含めてる御説明いただきまして、約1時間近く、お三人が入れかわり立ちかわり御説明いただいたと。田山部長についても、そうですね、私どもきちんとあれがないんですけども、20分近く御説明いただいたというふうに承知をしております。

宮澤副委員長 松林経営戦略局長、今、予備交渉等々ございますが、その日は、そのような大変説明が長かったということでございますし、田山さんが急に来られたということで、田山さんが急に来られた理由と、終わった時間は何時だったか、お示してください。

松林憲治氏 先ほど高橋委員長の方から御説明ありましたが、若干ちょっと、私の認識と異なっている点がございます。一つは、このいわゆる予備交渉と言いますか、予備交渉を11月24日にお持ちになったということでございますけれども、24日の段階というのは、これは中身、具体的な中身をかなり細かく詰めるということでございまして、日程は既にこれは相当前から、11月の、私が担当から聞いたところによりますと、11月上旬にはそういった、既に11月28日に交渉を行うということは決まっていたというのが、そういう報告を受けております。したがって、私はこの11月28日の午後にそういったスケジュールを入れていたということでございます。

それから時間につきましては、これは先ほど15時という話でございましたけれども。私た



ちは組合側の方に、この予備交渉の段階でお渡ししている書類がございます。この書類には、13時から16時ということでございます。16時でございます。しかも16時というのは、これはこれで打ち切るということではございません、当然、組合交渉でございます。しかも、今回のテーマというのは、賃金交渉ではなく、まさに現在継続審議となっております組織再編に関する組合との事前交渉でございます、交渉でございます。したがって、しかも先ほど高橋委員長みずからおっしゃいましたとおり、10月12日というのは、ほとんどこの細かい説明ができておらなかったということでございます、その間、資料提供はさせていただいておりますけれども、まさに交渉の本場であると、議会前の本場であるということでございますので、この日は、13時から16時は、これは最低限これだけはやると。ただ、その後、当然のことながら我々としては必要な交渉はさせていただくというつもりで臨んでいたところでございます。

私も、実はこの交渉のときに、冒頭高橋委員長の方から、あれっと思った点がございます。それは高橋委員長がこのように申し上げて、当局側に対して発言をされております。当局側としてお示しいただける考えがあれば、ぜひ具体的にお示しいただきたいと考えております、これは組織再編の内容です。なお、私どもあとの予定もございますので、3時くらいをめどに交渉させていただきたいと思っておりますのでよろしく御協力をお願いしますと、こういうふうにおっしゃっています。これは予備交渉、24日の、これは文書でお互いに事務局同士やっている、これには13時から16時まで、そういう形できちんと時間まで、終わる時間まで16時というふうにきちんと書いて組合側とお話をさせていただいていると。ですから、これは当然16時まで我々は、最低16時まで交渉をさせていただくと。これは当局側としても、これは誠意ある交渉は、これは何としてもやる覚悟でございましたので、そういうことで我々は考えていたわけでございますけれども。冒頭、3時くらいめどに交渉させていただきたいと、どういう理由かも高橋委員長はおっしゃいませんでした。ですから私はそのあと、時間を3時で区切るというお話は事前に聞いておりませんとこういうふうにその場で、あいさつの中で申し上げているところでございます。これが高橋委員長と私の認識の異なる、また事実を見ても、これは、私は直接この予備交渉には出ておりませんが、実際に予備交渉に出た者から聞いていただければ、これは事実が明らかになるということでございます。

それから、11月28日、田山さんが入っていたということについては、私もこれは交渉の場、先ほど申し上げました、栄村から取って返して県庁に入ったのが12時50分を過ぎておりました。食事もとらずに1時からの交渉に臨んだわけでございます。そのときに、初めて田山さんがそこにいるということ、私はそこで知ったわけです。そのとき私は、おそらく田山さんは、今回の組織再編の一番のポイントの一つでございます農政部の試験研究機関の統合、

それから見直しがございます。これについては、今まで各首長との意見交換会の中、それから住民との意見交換会の中でも、農政に関する部分の話が非常にテーマとしては多ございました。そういうことで田山さんが出席なさっているんだらうと。それからなおかつ、農政部の職員は約700人ほどおります。ですからこういった職員の処遇と言いますか、その対応と言いますか、組織改編に伴うそういった問題も当然出てくるであらうということで、私は田山部長が出てこられたとこういうふうに、そのとき初めて見て、そういう認識を持ったというのが私の認識でございます。

小林委員長 終わった時間が質問に出ておりますが、お答えください。

松林憲治氏 実際に終わった時間は、何か組合側の高橋さんは15時を一応目安にということ saying 言っていた、最初にあいさつの中でおっしゃってましたので、あまり突っ込んだ質問も組合からは出ていなかったというように私は認識をしております。もう少し迫力のある組合交渉かなというのが、当時、私、ちょっと認識した点でございます。終わった時間は、私の記憶によりますと、大体15時15分から20分ぐらいの時間だったというふうに記憶しております。

宮澤副委員長 わかりました。記録を見させていただきまして、何としてでも遅く終わらせたいという気持ちなのか、3時7分には終わっているんですけども。こういう部分があるんですよ。これ私、今、総務委員会で継続になって、この案が通るかわからないような状況で、職場を預かる責任者の組合の役員さんたちは、これに対して意見を言ったり、交渉に入るといような段階でないと思うんですね。例えばこういうくだりがあります、7ページ。組合側の方から、住民の総意であれば、知事と調整することが可能だとするならば、地域本部長制度は必要ないのではないですかと。知事と報・連・相でいくのなら、地域本部長と知事との判断が異なるということを想定していない。ならば、本部長に判断権がないのではないですかと。こういうふうに聞いているのに対して当局、多分これ言葉の使い方とすれば当局ということですが松林さんではないかと思いますが。最高意思決定者が知事であることは言うまでもなく、地域本部長は意思決定の過程で地域の声を十分に聞きビジョンをつくっていかねばならない。それこそが地域主権である。例えば、道路は地域の大きな資産であるが、組織再編後は地方事務所長は、地域のマネジメントをする地域本部長として（道路のことを）知らないなんていうことはあってはならない。ここですね。本部長の判断権がないのですかと聞いているのに対して、こういう答弁が返ってきているわけですね。これはそうですね。具体的に決まっていないうし、まだならないことだから、答える方も答える、聞く方も聞かない。だってまだ総務委員会で宙ぶらりんになっているような状況、決まったことではない。当然このような交渉、説明の交渉ごとということになりますと、だれが考えても、

ちょっと松林さんの考え方は違うんじゃないかとこんなふうにも思ってまいります。

3時7分に終わりました、議事録に書いてございます、記録の中に。3時7分に終わったあと、松林さんはそのあとどのような時間の過ごし方、私どもは5時半を回ってから出てこないなんていうことは言うわけではありませんので、少なくとも5時までの時間はどのようにお過ごしになられたのか、お示しいただきたい。

松林憲治氏 その前に、今、宮澤副委員長さんがおっしゃった点について、ちょっと御意見を申し上げたいと思いますが。この当局というのは、まず、これは私がすべて申し上げているわけではございません。これは実務的な交渉でございますので、それは実務的なところは担当のチームリーダー、行政システム改革チームリーダーがやる、これは答えているところでございます。

それから、私は、それは総論的なところ、それから肉づける的な方針とか、そういう点について申し上げたわけございまして。この部分をとらえて、突っ込んだ議論ができないと言われるのは、これはちょっと心外でございます。

それから、総務委員会との関係でございますけれども、これは組合交渉と、それから総務委員会とは、これは対象が違いますので、これは組合に対して我々は説明をさせていただいているわけでございます。交渉させていただいているわけでございます。ですから、総務委員会で継続になっているものは組合で議論ができないということでは、私はないとこのように認識をしているところでございます。

それからそのあとの私の日程でございますけれども、私は、これは議会前ということもございまして、それぞれ15時20分から、県政の近況に関する各種の打ち合わせ、これは副知事、それから総務部長、それから経営戦略局の中で各チームリーダーと課題についてこれをこなしております。私がこの日帰庁したのは、23時、夜中の11時15分までこういった打ち合わせを入れていたところでございます。実際にそのとおり打ち合わせをしております。

宮澤副委員長 判断は私どもがするというを申し上げたんでありますが。それで高橋さんにお伺いいたします。田山さんは、急遽その日入ってこられたと。田山さんはその後、3時に百条委員会に呼ばれているんだということで、途中で中座されたということもお話を聞きましたが。田山さんのところ、ちょっと百条委員会に呼ばれているんだということで、田山農政部長は途中退席されたということですが。そこら辺のところ、ちょっとお述べいただければありがたいと思いますが。

高橋精一氏 田山農政部長につきましては、交渉の場面でも申し上げたんですけれども。農政関係の組織再編が非常に大規模なものになっておりますので、部長との間では、この交渉以後、また別途農政部だけの交渉を持たせていただきたいということを私どもの方から申

し上げて、部長も了解をいただきました。そういうことを、この交渉では部長から了解が得られれば、私どもとすれば、それで何と言いますか、役割というか、果たせたという思いがしていたんですけれども。2時半過ぎぐらいに、農政部長の方から、きょうは3時から百条委員会に呼ばれているのでこれで失礼させていただくという御発言がありまして、私どもも御了解をさせていただいた次第でございます。

宮澤副委員長 高橋委員長さんに引き続きお伺いをするところでございますが。この組合交渉ということにつきましては、どちらかと言いますと、組合側の働く組合員の方々が、どちらかというたくさんの方がほしいということで、その時間の設定等々については、組合の方でもってどちらかという決定されるというケースが多いと思うんですが。ふだんのケースと、それからまたその前あたりの当局の、ないしはその局長さんをはじめ、一つの出席状況とか、そこら辺のところについて、事実で結構でございます。お立場もありますので事実だけをお述べいただければ結構でございますが。

それと今回、その次のいろいろな関係のこと等々もあったということで、これは組合の交渉事でございますから、片方はこの時間と言われれば、きょう委員長がこの時間に、きょうは5時にやめるとコールしたら、委員会の委員は、その委員長の指示に従わなければならないという、これは議会のルールと同じことで、多分交渉事にもそういうルールがあるというふうに私どもは理解しているわけでございますけれども。そこら辺のところを含めて、組合交渉の、今、私が申し上げたふだんのケースとか、今回の場合のケース等々のことについて、ちょっとお述べいただければありがたいのでございますが、よろしく願います。

高橋精一氏 これは先ほども申し上げましたけれども、私ども、11月28日の交渉設定は、当局側と打ち合わせをしまして、きょう資料提供が求められて、発文文書等もお手元に申し上げてございますけれども。11月18日付で、この組織再編の交渉は1時から、それから県職労の回答交渉は3時から行うというふうに、もともと設定をしていたものでございます。ただ、この11月28日の前の交渉で、県職労の回答交渉につきましては、一定程度当局側から回答を得たものですから、妥結をいたしました。そうしたことから、15時からの回答交渉についてはやらないということにいたしまして、その後、執行委員会等を引継いでやろうというようなことを決めておったわけでございます。

そこで、先ほど松林経営戦略局長の方から、11月24日付の打ち合わせでは、13時から16時までとなっているというお話がございましたけれども。私どもが受け取った文書の写しを提出してございますけれども、ここでは時間は入っておりません。当局側から私どもが受け取ったものについては、時間は入っておりません。その打ち合わせの場面で、おおむね2時間

程度、長くても4時までとしようとかいう話をさせていただいているので。先ほど局長がおっしゃったのは、ちょっとおかしいのかなというような感じがしています。

そこで、この交渉ですけれども。先ほど局長がおっしゃったように、冒頭で私の方から3時ぐらいをめどにというふうには申し上げました。局長の方から、いや、私は3時ということは聞いていないというお話もございました。それでは交渉というのは成り行きですから、ある意味では、やりとりの中でまた判断していきましようということその場面で申し上げて、交渉のやりとりをさせていただいたんですが。私ども、具体的な回答を求めているにもかかわらず、踏み込んだ回答をいただけないものですから、先ほどもうちょっと突っ込んで聞いてくれるかと思ったというようなことをおっしゃっていましたが、私どもも聞いていますけれども、そのことに具体的な回答をいただけないものから、交渉記録も申し上げていただきますのでお読みいただければわかりだと思えますけれども。そういうことで、ほかに交渉団の方から、こういう交渉ではなかなか回答が出てこないんだという認識のもとに、3時近くになりましたら発言が終了してまいりましたので、3時7分というような交渉記録がありますけれども、そこで交渉を終了させていただいたということでございまして。その後、私ども直ちに闘争委員会、それから交渉終了後、中央執行委員会等を開いておりますので、御報告をさせていただきます。

宮澤副委員長 経過がよくわかりました。仮に4時ということで終わるということでしたら、いろいろまた出席の機会もあったかと思うんですが。当日、主尋問者でありました鈴木委員はそれ非常に困られてということで、このような経過になったわけでございますが。

会場は、ここには議会棟の4階と書いてありますが、この上の階というふうに思っているわけですか。高橋さん、どうでしょうか。

高橋精一氏 はい、議会棟の401号会議室でございます。

宮澤副委員長 大体、私から、私どもが先ほど冒頭に申し上げました百条委員がそれぞれ委員会として結論を出すような状況のことにつきまして、正副委員長で相談をさせていただきまして、つくらせていただいた御質問要項は以上でございます。ありがとうございました。

小林委員長 はい、松林さん。

松林憲治氏 きょうは貴重な時間をいただいて弁明ということで、そちらから場を設けていただきまして、遅くなりましたけれども、感謝を申し上げるところでございます。

そもそも全般にわたりまして、私は出ないと言っているわけではございません。これは11月28日が、先ほど言いました公務、これも16時という当初、組合の予定、最低でも16時とこのことでございますので。私としては15時、いただいたのはしかも25日の、それは24日でございます、その組合の先ほど高橋委員長がおっしゃったとおり、予備交渉というのは。

そのときに我々の認識というのは、少なくとも13時から16時は交渉だと。その後、場合によれば長引くかもしれないとこういう認識でいたわけでございます。

そのあと25日に、午後3時に出てきなさいとこういう議長からの出頭請求書が、そのあと来ているわけですね。これに対して私は、その前からももう既に11月22日の段階で、28日はもう公務が入っているからだめですよとこのように申し上げていたわけでございます。にもかかわらず、25日になって、28日の午後3時に出てきなさいと。これでは、一方的に出てこいと、こういうことに何らほかならないと。私は出ていかないということは一言も申し上げておりません。それは私の書面を見ていただければわかります。その中で私が申し上げているのは、28日は、先ほど言いました公務でございます。公務で都合が悪いから、私の可能な12月2日にしていただきたいと。そのときにはもう12月2日というものも選択肢の中にあっただけでございます。

なぜならば、住基ネットの話と言いますけれども、これは宮尾弘行元総務部長は、28日は都合が悪いから12月2日にしてもらいたいと、そういうことで12月2日に出席を百条委員会はお認めになっているわけでございます。したがって、住基ネットを完結したいということであれば、宮尾部長がなぜ12月2日に出席することをお認めになったのか、そこら辺の整合性が私はよくわからないところでございます。

いずれにしても私がお願いを申し上げましたのは、11月28日は公務で都合が悪いので、12月2日にお呼びいただきたいとこういうことで、議長あてに日程の調整をお願いをしたわけでございます。先ほど来再三申し上げておりますとおり、既に私はこの百条委員会に対して、3日間4回にわたる、先ほど言いました6時間19分にわたる答弁をさせていただいているところでございまして。以上の事実からも、私は出頭を拒否するような意思は毛頭ないということが、冒頭申し上げましたとおりおわかりいただけることと存じます。

宮澤副委員長 今のお話でございますので、御説明だけ私の方で、きょうは尋問ではございませんので、これで私は終わらせていただきますので。今、松林さんのお話はよくわかったところであります。

11月28日に私どもは住基ネットを尋問するというので、ここでみんなで決めたわけでございます。民間の方については、主尋問者と相談をして、それがどうしてもだめな場合については考えていこうとこういうことで。今、住基ネットの主尋問者は、最も重要な人物というふうにされた松林憲治さんが、御自分で御自分の御都合をというのを、改めてそれで私どもも11月28日3時ということで、それなりに了承する中で、もしこれが4時になったとしたらならば仕方ないということで、28日に何とかしたいということで、28日にしていただきたいということで、その正当な理由を御連絡くださいということで、御連絡を何度もしたはずで

ございます。

ですので、それから12月2日も午後ということで、最後に松林さんに言いたいのは、日程の御調整をということでございます。日程を調整するかどうかということですね、これはこの百条委員会が任されている問題でございます。もし日程調整をずっとしたならば、これは全国議長会の見解でもありますが、百条委員会は一切開けなくなってしまうということでもあります。みんなが証人が、俺はこの日は都合悪い、この日は都合悪いという形になってしまうと、そういうような、要するに先ほど申し上げましたそれで正当な理由であるかどうかということ、きょう確かめさせていただいたということでございます。

松林憲治さんの今の御主張は御主張として、きょうここにおいでの方の皆さんのそれぞれ自分で、私自身の判断、それからそれぞれの判断、みんなそれぞれ違うと思うわけであり、その判断をみんな持って、この百条委員会の、要するに意思とするところということでございますので。どうぞその誤解のないように、全員の、そのところだけはどうぞ御理解をしておいていただきたいとこのように思うところでございます。

松林憲治氏 今、宮澤副委員長のお言葉でございますが、実はこの百条委員会というものは、当然のことながらこれは民事訴訟法以下の規定、民事訴訟規則第115条、こういったところに質問の制限条項など、その証人尋問に関する法令の規定がございます。

当然のことながら裁判所においても、日程の調整、これは原告、被告、これは当然のことながら調整をしているところでございます。この日でなければだめだというのは、これは公務員であろうと、民間人であろうと、そこで区別をする理由にはならないと、私は少なくともこの百条委員会が民事訴訟法以下の規定にのっとって運営されているのであれば、それは民間人であろうと、公務員であろうと、これは同じ扱い方をされてしかるべきではないかというふうに考えておるところでございます。

それからもう1点は、実は先ほど来再三申し上げておりますとおり、9月13日の田中知事から萩原議長あての文書の中にも、これは出頭期日における公務や私事の調整が可能となるよう、遅くとも2日前までに呼出状を送付することということになっております。これに対しまして私は、その出頭をもらった段階で、議長あてにその日のうちに、25日のうちに、先ほど申し上げました日程調整をお願いしたいとこういう文書を差し上げているところでございます。それには理由も付してございます。それに対して、いきなり当日、出頭をしるとこういうことは、あまりにも民事訴訟法にのっとった百条委員会としては、いささかこの証人の人権と言いますか、当然我々としても、この権限のある百条委員会に対して、細心を払って証言をしなければならぬという、こういうある面でのプレッシャーを感じているところでございますので。そういったものに対しての、当日時間があいたから、組合交渉が早く

終わったから出てくればいいのかというのは、あまりにもいささかこの民事訴訟法にのっとった百条委員会の運営としましては、いささか人権に配慮と言いますか、そういった点に欠けていたのではなかろうかという、私個人の見解でございます。

これについては、そういったものも含めて、9月13日の段階で、知事から議長あてに要請をさせていただいていると、こういう前提のもとに私は今回の日程調整をお願いしてきたということでございます。

小林委員長 ほかにございますか。簡潔にお願いいたします。

下村委員 松林さんにちょっと確認をとらせていただきますが、栄村の村長さんとの懇談ですが、24日だったですか、25日だったですか、栄村へ連絡とったのは、

松林憲治氏 これについては、先ほど申し上げましたとおり、私が直接連絡は申し上げておりません。これは、先ほど来また繰り返しのなりますけれども、11月上旬に、既に澤田副知事が栄村へ行くという日程で打ち合わせができておりまして、私もそれに同行をするというのは、既に11月上旬に決まっていたことでございます。ただ、最終的な連絡が、これは事務的な連絡で遅れてしまったということは、これは栄村に対して非常に、これは迷惑をかけているという認識はございますが、25日にこれは副知事の秘書の方から、栄村に連絡を最終的にとらせていただいたとこういうことでございます。

下村委員 25日に、栄村へ行くということを決められたとこういうことでよろしいですか。

松林憲治氏 栄村に行くのは、ですからもうドクターヘリのこの日程が決まったのは、もう既に、11月上旬にはもう既に栄村へ行くというのは、しかもそれは28日に栄村を訪問するというのは、11月上旬に決まっていたとございまして。25日に連絡したのは、これは確認という、そういう意味でございます。

下村委員 11月上旬というのは、何かこれは起案書か、そういう行動計画書とか、そういうものはございますか、11月上旬の。

松林憲治氏 これについては、副知事の方が、副知事マターということで、副知事の方が栄村との窓口になって連絡調整をしていたというふうに聞いておりまして。私は副知事とともに、そこに同行していくという形でございましたので、具体的にどういう手続をとったかは、私は今、存じ上げておりません。

下村委員 そうしますとあれですか、これ11月上旬というのは、どこからお聞きになった情報なんですか。

松林憲治氏 ですから11月上旬に、それは副知事と話す中で、副知事が28日に栄村へ行かれるということですので、私も栄村に関する課題というものは、その前の確か10月でしたか、首長との意見交換会の中でそういった御意見もございましたので、その打ち合わせというも



のも兼ねて一緒に同行させていただくということその場で、日にちまでは今のところ記憶にございませんが、11月上旬ころ、副知事とともに栄村に行くということはもう既に決めていたということでございます。

下村委員 それは担当部署ということですから、副知事部局のだれと、それから松林さん、経営戦略局のだれの部署でそういう決定がされたかわかりますか。

松林憲治氏 これは副知事と私が決定をした、決定と言いますか打ち合わせをして決めたと。あとそれぞれ、副知事も私も同じ経営戦略局、言ってみれば秘書広報チームというのが経営戦略局にありまして、知事の秘書も、副知事の秘書も、私の秘書も、これは同じ経営戦略局の中にいるわけでございます。したがって、どこの部署と言われてもこれは経営戦略局としか言いようがございませんが、いずれにしましても決定は副知事と私で決定したということでございます。

下村委員 決定してあれですか、日程調整等はだれがやっているんですか。

松林憲治氏 日程は既にもう28日に、前々これドクターヘリというのはもうかなりその前から、11月28日に栄村へ行くというのはもうスケジュール的に組まれていたわけです。その情報を、私が副知事と話すことによって知りましたので、それでは一緒にぜひ、私もぜひ、村長さんにお会いになるのであれば私もぜひ同行させてくださいということを11月上旬に決めて、それで最終的に、事務的な通知が25日だったということでございます。

下村委員 あれですか、ドクターヘリというのは、緊急の場合にはいつでも違う場所へ走らなければいけないですよね。そういうことはございませんか。

松林憲治氏 この日は、再三申し上げているとおり、ドクターヘリだけではございません。当然これは栄村の村長との懇談も、当然あわせて組まれていたわけございまして。これはドクターヘリがこの日に行くという情報はございましたけれども、当然のことながらドクターヘリだけではなくて、栄村の抱える課題について、副知事が栄村村長と懇談をすると。それと私の方の課題もありますので、あわせて一緒に栄村村長さんにお会いして、その課題を聞きましょうとこういうことで、28日が既に設定されていたところでございます。

下村委員 それでは上旬からずっと下がりがして、この百条委員会が18日に開かれまして、それで松林さんを証人として出頭いただきたいという依頼が出ているはずなんです。そこで事務局から口頭で連絡がございませんでしたか。

松林憲治氏 そちら辺の経過は、11月18日に、もう私はその次の、次回の百条委員会、すなわち11月28日と12月2日に開催されるということをお聞きしました、11月18日の段階で。したがって、私は、11月28日は既に栄村へ副知事とともに行くとこういう話になっておりましたので、11月28日はこれは都合が悪い。しかも午後は組合の交渉も、これは先ほど来高

橋委員長がおっしゃるとおり、前々から11月28日は、午後は交渉が入るという日程があらかじめわかっておりましたので、事務局から連絡を受ける以前に、私の方から事務局職員、議事課の百条委員会の担当の職員に対して、11月28日は私は出席はできませんよと、そういうお話はもう既に11月18日に申し上げているわけでございます。

下村委員 ということになると、18日にもう28日はだめだという結論的な話をしているわけですか。

松林憲治氏 はい。これは私の方から、百条委員会が11月28日、12月2日に開かれるとこういうふうに日程が決まった段階で、これは28日はもう日程が入っているから、これは出席はできませんとこういう形で、18日に議会事務局の方に連絡をさせていただいていると。そのあと、議会事務局の方から、その28日か12月2日で調整してみるという発言が、11月21日の段階で私どもの経営戦略局の方に入ってきておりますので。私の方が既に先に、もう11月18日の段階で、28日は出席できませんとこういう意思表示をさせていただいていると、こういう事実経過がございます。

下村委員 はい、わかりました。いずれにしても、では18日の時点ではもう決定をしておったと。28日の日程は決定しておったということによろしいですか。

松林憲治氏 そういうことでございます。

宮澤(宗)委員 どうも御苦勞様です。一般的に県の公務出張の場合、相手の方に対しては、出席者なり、参加者なりというのはお知らせになっているんですか、いないんですか。

松林憲治氏 これは、当然相手方に対する礼儀というものがございまして。これはできるだけ細かく情報をお流ししているというのが、普通のパターンだと思います。ただ、当然のことながら、だれが行くかというのは、なかなか、それはキャップは決まるかもしれませんが。それは、一番ヘッドはだれが行くのか、これはもう既に副知事が栄村の村長とお会いするというのはもう、先ほど来再三申し上げておりますとおり、11月上旬以前にそれは決まっていたということでございます。

私はその話を副知事から聞いて、しからは私も一緒に同行させていただきたいということ、11月上旬、10日ごろだったと思いますが、その段階で決定をしていたということでございます。ただ、事務的な連絡、これは最終確認ということで、もう28日という日はもう決まっていたわけですが、では具体的に何時から何時までということ、25日に秘書から栄村の方に御通知を申し上げたということでございます。

宮澤(宗)委員 澤田副知事が栄村へ行かれるというのは、文書で通知と言いますか、お願いをしてあるのか、あるいは電話連絡か、その手段についてどのようにされているんですか。またそのときの具体的な議題等についても示されているんですか、その証拠となるような物

件はございますか。

松林憲治氏 これについては、副知事の所管の方でございますので、ちょっと私は今、どのような連絡、文書でやったのか、副知事が直接村長とトップ同士で決めたのか、そこら辺はちょっとその経過は、私は存じ上げておりません。

宮澤（宗）委員 公式訪問をされる場合に、そうすると県では一定のルールがないと。その都度その都度思いつきで、それぞれの各部署の判断でやっているということですか。

松林憲治氏 これはそれぞれケースバイケースだと思います。会議とか、そういう場では、当然のことながら大勢の方がいらっしゃるわけですから、そういった場合にはきちんと時間と場所、こういったものをきちんと通知をしているというのが通常だと思います。ただ、トップ同士が、しかもこの場合には、副知事と高橋村長とこういうトップ同士の、要するに懇談でございますので。懇談のときに、当人同士が納得していれば、それは当然、正式な文書を必ずしも伴わないケースもあり得るという認識でございます。

宮澤（宗）委員 トップ同士の懇談であるにもかかわらず、松林さんがどうしても行かなければいけないという理由はちょっと見当たらないですね。私はそのように思います。

宮澤副委員長 ありがとうございます。松林さんのこの件についての弁明をお聞きしたわけでございますが。松林さんのことをお聞きしたわけでございますが、本当にありがとうございます。また高橋さんもありがとうございます。

私の方から、これは議事録を残す意味もございまして、私どもが皆さんに、きょうは傍聴者の皆さんに御報告をしなければならぬ案件をお話いたします。それは松林さんの話と違う部分でありますから、こちらからお伝えします。

11月18日金曜日、百条委員会で松林憲治さんの11月28日の出頭をお決めいただきましたので、その日のうちに、本人に直接したいんでありますが、出席要請をいたしました。その結果、11月21日月曜日まで、夕方まで返事を待ってほしいという経営戦略局を通じての松林憲治さんからのお話がございました。先ほどの証言とは大分違います。そしてずっと待っていても、11月21日夜の、夕方ということでございましたが、議会事務局では9時50分、夜の9時50分に出席できないとこういうお話がございました。当日は公務のために出席できない旨の回答がございました。

私のところへそのあと連絡がございました。委員長と相談をいたしまして、主尋問者が主尋問の関係で一緒に呼んだ方がいい等々の問題もあるので、主尋問者と相談してほしいということをお話を申し上げました。それで28日に、主尋問者は、12月2日はどうしても午後は都合が悪いので、11月28日にどうしても出頭いただきたいとこういうお話でございましたので、改めて11月28日の出頭要請をお願いしたわけでございます。それも文書でして、お話を

したということで。先ほど下村委員さんのときに、本人が言われたことと私どもが経過のプロセスの中で言っているのと大分違うなど、こういうふうに思って聞いていたところでございます。これは両方の事実をどう判断するかということでございますので、今の片方一方通行に、今度は松林さんの方が今度はなっておりますので、今のプロセスだけ皆さんにお話をして、私の方は終わりとさせていただきます。

松林憲治氏 今、いみじくも宮澤副委員長さんは、11月18日に私に対する11月28日の出頭を決めたというふうにおっしゃいました。その経過は私のところには、11月18日には伝えられておりません。少なくとも11月18日に、松林憲治というものを一方的に11月28日に出てこいというのは、あまりにも乱暴なやり方ではなからうかというふうに考えます。なぜならば、私の方の日程をしっかりと確認しないままに11月28日に出頭せよと、こういうことを決められたということを、今、宮澤副委員長はおっしゃっているわけでございまして。私は少なくとも11月28日は、そういった公務が入っていれば物理的にもこれは出頭ができないとこう言うにもかかわらず、28日に出てこいという決定を百条委員会でされたということを、今、宮澤副委員長さんはおっしゃっているとこういうことだと思います。

小林委員長 わかりました。それでは、以上でお二方への質疑を終局いたします。

なお、冒頭、松林憲治さんから11月24日付で当日は出席できない旨の通知が議長にありましたと申し上げましたが、11月25日付に、私の発言ですが、訂正をさせていただきたく思います。11月25日に松林さんから、11月25日付で出席できない旨の通知が議長にありましたというふうな訂正をしておきたいと思っております。

松林憲治さん、高橋精一さんにおかれましては、お忙しい中を本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございました。御協力に感謝して御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[松林憲治氏、高橋精一氏 退席]

次回委員会は12月13日、午後4時20分から開催し、証人尋問を行います。この際、何か発言がございしますか。

林委員 資料請求をしたいんですが、よろしいでしょうか。岡部氏が田中康夫氏個人にあてたメールです。2003年10月9日午後1時31分、これは田中知事がこの百条の尋問の中で、その文面を紹介している、全文です。これをひとつお願いしたいということと、同日、前回請求しました9日の午前10時55分のメールも既に請求してあると思うんですけども、その日に、それ以外に岡部氏からメールがもし来ていたらお願いしたい。これは請求先は田中康夫氏個人であります、お願いします。

それから次に、平成15年11月5日に下水道課が作成した千曲川流域下水道下流処理区の維

持管理負担金単価改定についてという、部長レク用の資料。これ請求先は知事部局で、生活環境部水環境課生活排水対策室でございます。

3つ目に松野賢衛氏、当時下水道課の課長補佐ですが、スケジュール表の中で、平成15年10月8日と9日の部分のスケジュール表、これを知事部局の松野賢衛氏にお願いしたいと思いをします。

竹内委員 では私からも記録の請求をお願いしたいと思いをします。平成15年4月から10月にかけて、小林誠一氏から知事に送られてきたメール、その中で下水道にかかわる課題、問題、そして情報公開に関する、当委員会の所管にかかわるものについて請求をお願いしたいと思いをします。

小林委員長 あてなと言いますか・・・

竹内委員 知事じゃなくて、田中康夫個人あてです。

小林委員長 ほかにございますか、いいですね。それではただいまの記録請求、請求することに決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは決定をいたしました。ほかに御発言がございいますか。

(「なし」という声あり)

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午後4時46分